

山梨県公報

第千二百二十一号

平成十三年

八月二十三日

木曜日

目次

| | |
|--|-----|
| 保安林の指定の予定(二件)..... | 四六七 |
| 道路の区域変更(四件)..... | 四六八 |
| 道路の供用開始..... | 四六九 |
| 公告 | |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出 公安委員会..... | 四六九 |
| 遊技機の型式の検定..... | 四七〇 |

告示

山梨県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天野 建

一 保安林の所在場所

甲府市草鹿沢町字眠久保一四三二から一四三九まで、一四三一、一四三三から一四三三まで

(二) 指定の目的

水源のかん養
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字眠久保一四三二・一四三三から一四三八まで・一四四一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林の所在場所

(一) 甲府市黒平町字判ノ平五七一、竹日向町字松多子一四〇六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字判ノ平五七一・字松多子一四〇六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天野 建

一 保安林の所在場所

中巨摩郡白根町飯野字飯平五三三内二五、五三三三内二六、五三三五の二から五三三五の一三まで、櫛形町上宮地字上ノ山三九七の一、三九七の二、敷島町上芦沢字立岡山一二八八から一二八八まで、一二八八の内一、一二九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字飯平五三三五の二・五三三五の三・五三三五の七から五三三五の一まで・字上ノ山三九七二の二・字立岡山二二八六から二二八八まで・二二九〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩建設部において、この告示の日から平成十三年九月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | |
|--|-----------------|--------------|
| | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 東山梨郡牧丘町大字牧平字川東四〇一番の 一地从先から 東山梨郡牧丘町大字牧平字川東四五九番の 一地从先まで | 五・二丁 七・四 | 四一九・〇 |
| 東山梨郡牧丘町大字牧平字川東一九二番の 一地从先から 東山梨郡牧丘町大字牧平字川東二九番の 一地从先まで | 一〇・六 二九・〇 | 二八四・〇 |

| 区 間 | 新 | |
|---|-----------------|--------------|
| | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 東山梨郡牧丘町大字牧平字川東一九二番の 一地从先から 東山梨郡牧丘町大字牧平字川東二九番の 一地从先まで | 一〇・六 二九・〇 | 二八四・〇 |

山梨県告示第三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年九月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 島上奈宮久保絵見堂線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | |
|--|-----------------|--------------|
| | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 北巨摩郡双葉町大字大袋字久保入二二三番の 一地从先から 北巨摩郡双葉町大字大袋字久保入二二四番の 二地从先まで | 一八・〇 二一・〇 | 一一五・〇 |
| | 一八・〇 三五・〇 | 一一五・〇 |

山梨県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年九月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 |
|--|---|------|-----------------|--------------|
| 北都留郡上野原町大字桐原字石井二〇一七番の一地先から 北都留郡上野原町大字桐原字石井二〇一七番の一地先まで | | 旧 | 一一・五 一七・〇 | 二五・〇 |
| | | 新 | 一三・〇 二二・〇 | 二五・〇 |

山梨県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年九月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 |
|--|---|------|-----------------|--------------|
| 北都留郡上野原町西原字猪沢三二五四番の三 三三番の三 北都留郡上野原町西原字猪沢三二六五番の五 五地先まで | | 旧 | 五・〇 七・八 | 一一五・〇 |
| | | 新 | 六・五 一一・三 | 一一五・〇 |

山梨県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年九月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天 野 建

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延 (メートル)長 | 供用開始の 期日 |
|-------|-----|---|---|--------------|-------------|
| | | | | | |

| | | | |
|-----------|---|-------|-----------------|
| 一般国道 一四〇号 | 甲府市桜井町字道々芽木六五七番の四地先から 甲府市桜井町字久保田六四一番の一地先まで | 一一五・〇 | 平成十三年 八月二十三日 |
|-----------|---|-------|-----------------|

公 告

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十二月二十三日まで縦覧に供する。

平成十三年八月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社ハケ岳モールマネージメント 代表取締役 藤井弘毅
 - 2 住所 東京都豊島区高田二丁目十七番二十二号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 ハケ岳小淵沢リゾートアウトレットモール
 - (二) 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口三千九百九十九番
 - 2 変更した事項

| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称 | 変更後の住所 |
|-------------------------------|---|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 | 株式会社アウトレットサービス 代表取締役 石井浩一 株式会社アキオ東京 代表取締役 細員昭夫 | 香川県高松市番町二丁目六番二六号 東京都渋谷区恵比寿西二丁目三十四番二十八号 |
| | イー・ジー・ニング株式会社 代表取締役 常見修二 栄光商事株式会社 代表取締役 高橋重敏 高橋重敏 代表取締役 高橋哲 | 東京都台東区池之端二丁目一番四十五号 東京都新宿区荒木町十五番地 |
| | 株式会社イーピーシー・マート 代表取締役 三木正浩 | 東京都渋谷区神南二丁目十一番五号 |

| | |
|---|---------------------|
| 有限会社奥平商会 代表取締役 奥平哲夫 | 東京都渋谷区代々木四丁目三十五番十号 |
| オザワインターナショナル株式会社 代表取締役 小沢幸行 | 東京都台東区上野五丁目六番十号 |
| クラウン製靴株式会社 代表取締役 堀内捷靖 | 東京都調布市菊野台一丁目三十六番地八 |
| 小杉産業株式会社 代表取締役 小杉和夫 | 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 |
| 株式会社ジオン商事 代表取締役 川端康弘 | 大阪市西区西本町一丁目二番八号 |
| 株式会社ショップエンドショップ 代表取締役 加藤哲 | 東京都港区海岸三丁目二十番二十号 |
| 株式会社鈴屋 代表取締役 鈴木定芳 | 東京都文京区湯島二丁目二十四番一号 |
| 株式会社ツインズインコーポレイテッド 代表取締役 加藤修二 | 東京都渋谷区神宮前四丁目二十八番六号 |
| トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役 吉越浩一郎 | 東京都大田区平和島六丁目一番一号 |
| アーク・インター・シユビースホーフ | |
| 株式会社ネットワーク 代表取締役 山田孝夫 | 東京都台東区元浅草三丁目十六番十号 |
| 有限会社バツクナンバー 代表取締役 野崎実 | 東京都八王子市散田町三丁目九番十五号 |
| 株式会社ビームス 代表取締役 設楽悦三 | 東京都新宿区北新宿四丁目十六番十二号 |
| 日登美株式会社 代表取締役 図師雅文 | 大阪市天王寺区上汐六丁目三番二十三号 |
| 株式会社フアニー 代表取締役 北浦善隆 | 大阪府東大阪市新家中町五十八 |
| 株式会社フエニックス 代表取締役 田島和彦 | 東京都中央区日本橋室町四丁目三番十五号 |

| | | |
|----------------------------------|---------------|--------------------------|
| 株式会社ポブソン 代表取締役 尾崎將夫 | 代表取締役 尾崎和夫 | 岡山市平野七百八十八番地 |
| 株式会社斑尾高原農場 代表取締役 久世良三 | 代表取締役 武藝芳次 | 長野県上水内郡三水村大字芋川千二百六十番地 |
| 株式会社もくもく 代表取締役 武藝芳次 | 代表取締役 武藝輝子 | 京都市中京区六角通高倉東入ル堀之上町百二十七番地 |
| 株式会社三峰 代表取締役 村重仁 | 代表取締役 坂井隆 | 東京都新宿区新宿三丁目二十二番七号 |
| ヤマトインターナショナル株式会社 代表取締役 坂井隆 | 代表取締役 宮本武雄 | 大阪市中央区博労町二丁目三番九号 |
| 山喜株式会社 代表取締役 田中孝人 | 代表取締役 田中陽子 | 大阪市中央区上町一丁目三番一号 |
| 株式会社リゾートハウス 代表取締役 寺井秀藏 | 代表取締役 寺井秀藏 | 神奈川県厚木市中町一丁目五番十号 |
| 株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏 | 代表取締役 寺井秀藏 | 神戸市中央区港島中町六丁目八番一号 |

3 変更の年月日
平成十三年七月二十六日
三 届出年月日
平成十三年七月二十五日

公安委員会

遊技機の型式の検定
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。
なお、検定の有効期間は、平成十六年八月二十二日までとする。
平成十三年八月二十三日

山梨県公安委員会
委員長 風 間 善 樹

| 申請者氏名又は名称及び住所 | 型式の概要 | 型式名 | 製造者又は輸入者名 | 検定番号 |
|--|-----------------------------------|---------------|---------------------|--------|
| 株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | CR 魔人王国 S | 株式会社ソフィア | 一〇〇二九五 |
| 株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | スーパードラゴン ME X | 株式会社ニューギン | 一〇〇二八六 |
| 株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | CR 魔人王国 Z | 株式会社大一商会 | 一〇〇二七九 |
| 株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | CR 魔人王国 M | 株式会社大一商会 | 一〇〇二四三 |
| サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号 | 回転式遊技機 規則第六条第五号(別表第一種特別電動役物) | ジュウオウ 30 | サミー株式会社 | 一四〇二五二 |
| 株式会社アリストクライトテクノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都世田谷区新町二丁目二五番一六号 | 回転式遊技機 規則第六条第五号(別表第一種特別電動役物) | エアロガイズ | 株式会社アリストクライトテクノロジーズ | 一四〇二五六 |

| | | | | |
|--|-----------------------------------|--------------|----------|--------|
| 株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物) | CR 魔人王国 L | 株式会社大一商会 | 一〇〇二四一 |
| 岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一八五番地の二 | 回転式遊技機 規則第六条第五号(別表第一種特別電動役物) | チャレンジャー | 岡崎産業株式会社 | 一四〇二八七 |
| 株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三三番二号 | ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号ロ(別表第三種特別電動役物) | CR まわるくん S P | 株式会社ダイドー | 一二〇二四七 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番